

従軍慰安婦と靖国問題の検証

そもそも歴史認識とは何だろう

はじめに

冬季オリンピックでメダルの帰趨に一喜一憂したが、若者達の真剣勝負の結果は悲喜こもごもであった。競技内容に関する話題は多岐に亘るが、各競技の代表選手が永年培ってきた練習の成果を極限の緊張状態のなかで発揮できず、つまづく姿はなんとも言えない切なさを感じさせた。思い通りのパフォーマンスをやり遂げた選手の誇らしげで華やかな笑顔は観ている者にも感動を与えていた。

オリンピックの成果とも言うべきスポーツを通じた国際親善はそれなりに成果を挙げていたが、わが国を取り巻く国際情勢の混迷振りは陰険かつ深刻で放置できない状態である。近隣国家間との軋轢の原因は強烈な反日思想に裏打ちされたもので、その理不尽な主張と動きは両国間にとどまらず、広く国際社会の表舞台にまで広がりを見せている。国内外の政治情勢は何故これほど理不尽な論理がまかり通るのか不思議である。その典型的な例が韓国との歴史認識に関する問題である。

日韓両国の戦時補償に関しては、条約として法的に決着が付いているものまで覆そうというのは「歴史」を覆すことに他ならない。

歴史認識を云々する一方で国際法に則った条約ですら反故にするような韓国の対応は常軌を逸しており、外交交渉の域を超えた卑劣な行動といわざるを得ない。

二水会ではこれまで、これらの問題を逐一取り上げ検証してきたが、ここまで歴史認識を云々するのなら「歴史とは何か」を原点に戻り検証する必要がある。

既に取り上げた問題ではあるが、今一度これらの問題の核心を掘り起こし、事の真実がどこにあるのかを検証する必要がある。数ある問題の中から、従軍慰安婦問題と、靖国神社参拝問題について日本の主張を明確にするために再度検証することにした。

従軍慰安婦問題をめぐる議論

慰安婦問題は現在では考えられない事案であるが、存在したことは紛れもない事実である。売春が業として存在したのは古代ギリシャ・ローマ時代をさかのぼり、人類の歴史とともに存在したといわれている。勿論これらは軍関係の施設としてだけでなく、ごく普通に存在した施設としてである。

問題はこの施設の設置と運営に、軍などの官憲が強制力をもって関与していたかどうかである。戦後強制連行があったと訴えが提起され、宮沢内閣の加藤紘一初代

官房長官の時代に慰安所設置について政府の関与があったと認める談話を発表している。その後、河野洋平官房長官が「強制性と官憲の関与」を明言する談話を発表したのである。この談話が既成事実として一人歩きするとともに、その数は「20万人の性奴隷」という驚くべき数字となり、日本軍の非道さと非人間性が誇張されて世界中に広まっているのである。ところがこの河野談話は裏づけのない韓国側のシナリオに基づくデッチあげだといわれながら、それ以後の日本政府はこの談話に縛られ、韓国に対して戦後処理を超越した補償やお詫びを繰り返してきたのである。

強制連行など一連の行為が事実なら然るべき対応をしなければならないだろうが、事実ではない韓国側のデッチ上げだとすれば、謂れなき誹謗中傷を辞めさせるために断固たる対応をしなければならない。さらに重大なことは「談話」の根拠とされる16人の元慰安婦の発言内容以前の問題として、16人中、氏名すら明確でないものが3人、生年月日が記載されているのが8人でしかないことや、朝鮮半島では重要視される出自についても不祥で、大阪、熊本、台湾など慰安所がなかった地域で働いていたと証言しているように、まったく信用するに足りない発言であることだ。

平成26年2月20日の衆院予算委員会での審議

平成26年2月20日の衆議院予算委員会で石原信雄元官房副長官を参考人として出席を求め従軍慰安婦をめぐる「河野談話」に関し質疑が行われた。衆議院予算委員会での質疑の内容は、宮沢喜一内閣当時の官房長官であった河野洋平氏が発表した河野談話の裏づけに関する論議であった。

質問をしたのは日本維新の会の山田宏衆議院議員であった。彼は東京都議、杉並区長を経て日本創新党を立ち上げたこともある2期目の衆議院議員で、大阪府の特別顧問にも就任していた。質疑の内容を翌日の新聞各社が大きく取り上げていたのは河野談話を取りまとめた実務者の石原信雄氏が公式の場で発言をしたのは初めてであったからである。

「河野談話」とは

従軍慰安婦問題で日韓関係が悪化したため平成5年（1993）に時の官房長官が発した談話である。コメントの中味は慰安婦募集について「本人達的意思に反して集められた事例が数多くあり、さらに官憲等が直接これに加担したこともあった」と記されていた。このために日本政府が強制連行を認めたかのような誤解を与えた。

2007年3月になって「政府が発見した資料の中には、軍や官憲による強制連行を直接示すような記述は見当たらなかった」と確認をして発表した。

河野談話は事実関係を発表することよりも謝罪を優先した「虚構の談話」であったのである。

石原信雄氏が語った「河野談話」に関する委員会質疑のあらまきは次の通りである。

- ・ 官憲の直接の関与を示す資料は見つからなかった。
- ・ 韓国政府が用意した元慰安婦16人の証言に基づいて談話を作成した。

- ・ 証言の裏づけ調査は行わなかった。
- ・ 談話の文言は韓国政府と「意見のすり合わせ」を行ったと推定される。

平成5年の「河野談話」が韓国側の証言だけで裏付け調査を一切行っていない上に日本側にそれらを裏付ける証拠書類が無かったことが明らかにされた。

強制連行の事実関係については当時から「韓国側の一方的な被害証言」といわれながら結果的に河野談話により裏打ちされたことになっていたのである。

談話にまつわる、時の政府の思惑は政治的判断として今後の日韓関係が円滑に行くようにとの配慮であったことがハッキリした。石原氏は最近になって韓国政府が再びこれを提起する状況を見ていて、当時の日本政府の善意が生かされていないことを非常に残念に思うと委員会の席で述べていた。

韓国政府が「日本軍が20万人もの少女を強制的に連行し性奴隷とした」という誇大化された嘘を世界に発信し続けている最大の原因がこれなのである。

本来は石原信雄氏だけではなく河野洋平氏も共に国会に召喚して質すべきではあるが犯罪関係者を除き元国会議員を国会に召喚した例がなく、河野洋平氏は産経新聞の取材に関しても一切拒否して今日に至っている。

河野氏を証人として喚問することは議員証言法に基づき不可能ではないが、院の全会一致の議決が前提であり現状では難しいのである。

日本と韓国の戦後処理について

韓国はサンフランシスコ条約締結の時点で戦勝国の一員として日本に対し賠償を求めたが、当時は日本の統治下であり戦争状態には無かったことから受け入れられなかった。当時の李承晩大統領の反日感情は猛烈であり、象徴的な李承晩ラインの設定をはじめ理不尽な反日政策をとり続けていた。竹島の帰属問題もこの時代に李承晩ラインによって取り込まれ今日の問題に至っているのだ。日韓双方が1965年12月に13年間に及ぶ交渉がようやく合意に達し締結されたのが日韓基本条約である。

日韓基本条約『日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約』

日韓基本条約は7条からなる。

第1条では、大使・領事を直ちに設置する取り決め。

第2条では、1910年以前に締結されたすべての条約は無効であると確認。

第3条では、日本は韓国が朝鮮にある唯一の合法政府であることを確認。

第4条では、国連憲章の原則を指針とすることの確認。

第5条では、貿易、通商の安定化に関する取決め。

第6条では、民間航空運送にかかる交渉の開始に関する取決め。

第7条では、批准に関する取決め。

この条約によって国交を正常化し、条約に基づき数々の協定が締結された。財産請

求権に関する協定はその中の一つである。その結果、日本は韓国に対して莫大な経済援助を行った。政府開発援助(ODA)もその一環である。

財産請求権に関する協定

『財産及び請求権に関する問題解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との協定』では、両国の請求権の最終解決の取決め経済援助について協定された。

第 2 条で、両締結国及びその国民の権利及び利益並びにその国民の請求権に関する問題が完全かつ最終的に解決されることになることを確認した。

第 3 条で、この協定に基づき、日本は韓国との正式国交を開始し、同時に当時世界最貧国のひとつであった韓国に対し合計 5 億ドル（無償 3 億ドル、有償 2 億ドル）及び民間融資 3 億ドルの経済協力支援を行った。当時の韓国の国家予算は 3.5 億ドル程度、日本の外貨準備額は 18 億ドルであった。

ちなみに 1965 年度の日本の一般会計予算は 3 兆 7 千億円、同年の韓国の国家予算は 3.5 億ドル（1,260 億円）であり、無償供与の賠償金 3 億ドルは韓国の国家予算とほぼ同額であった。現代の価値に換算すると、おおよそ 2 兆円に達する規模であり、その額の膨大さが推し量れる。

この協定によって日韓両国で国家間の賠償問題はすべて解決した。

両国に賠償責任問題がない国際法上の根拠がこれである。

韓国は、日本からの経済協力金を原資として、国内のダムや高速道路を整備し、「漢江の奇跡」と称された経済成長を成し遂げた。しかし、これら日本からの補償が個人補償にはほとんど用いられず、民生費への支出割合を極端に抑えられたことは国民の反発を招き、軍事政権特有の強権的手法に対し反対する勢力が台頭してきた。

それらの重なり合いの結果、1974 年に朴槿恵の母親、陸英修が在日朝鮮人文世光によって狙撃され死亡した。その 5 年後（1979）に朴正熙大統領は青瓦台において、側近である K C I A 長官の金載圭に暗殺された。

元慰安婦に対する民間基金からの補償

日本政府は日韓基本条約に則った戦後補償とは別に、民間団体を通じてお詫びと補償をするという対応をした。河野談話の是認を前提として、人道上の対応として、お詫びと超法規的対応をしたのである。すなわち財産請求権に関する協定とは別次元で償い金を支払ったのである。

元慰安婦への償いとして民間基金を通じて女性の人権保護の事業を行うために、1995 年に「女性のためのアジア平和基金」を設立し、元慰安婦に一時金 200 万円と 300 万円相当の医療サービスを提供することにした。さらに、これに橋本龍太郎総理のお詫び状を添えたのである。次頁に総理の詫び状の全文を掲載する。

しかし、この時点から既に韓国側は日本政府による個人補償を求めており、この

中途半端な補償の支給を凍結するよう要求していた。そこで日本政府は 1996 年 10 月 3 日に支給に関して次のようなコメントを発表した。

「償い金の受取は裁判を通じて日本政府に補償を求める権利を妨げるものではない」政府はこれまで個人が裁判に訴える権利の存在は認めながらも「賠償問題は法的に解決済み」として政府として補償はできないとの立場を示してきた。

矛盾も甚だしい意味不明の論理である。こんな姿勢では混乱を大きくするだけで解決には至らないのは明らかだ。

中途半端な対応をしながら政府としては沈静化を願うだけで何の対抗措置もとってこなかったのである。ところが韓国は慰安婦を「性奴隷」だと決め付け虚偽宣伝を世界中に広め、日本の名誉と国益を損ねる運動を執拗に展開しているのである。その動きの一つとして慰安婦の像が各地に建設されているのである。

「橋本龍太郎総理のお詫びの手紙」(全文)

拝 啓 このたび政府と国民が協力して進めている「女性のためのアジア平和国民基金」を通じ元慰安婦の方々へのわが国の国民的な償いが行われるに際し、私の気持ちを表明させていただきます。いわゆる従軍慰安婦問題は当時の軍の関与の下に多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題でございました。私は日本国の総理大臣として改めて、数多くの苦痛を経験され、心身にわたり癒し難い傷を負われたすべての方々に対し心からお詫びと反省の気持ちを申し上げます。我々は過去からの重みからも未来への責任からも逃げる訳にはまいりません。わが国としては、道義的な責任を痛感しつつお詫びと反省の気持ち踏まえ、過去の歴史を直視し、正しくこれを後世に伝えるとともに、いわれなき暴力など女性の名誉と尊厳にかかわる諸問題に積極的に取り組んでいかねばならないと考えております。末筆ながら、皆様方のこれからの人生が安らかなものとなりますよう心からお祈り申し上げます。

敬 具

平成 8 年 (1996 年)

日本国総理大臣 橋本龍太郎

こんな支離滅裂な対応を繰り返してきた。だから今日の混乱を生んだのである。

朴槿恵大統領の政治姿勢の根幹は『千年恨』

朴槿恵は、2013 年 2 月 25 日大韓民国の第 18 代大統領に就任した。彼女は、最近の日本では政府閣僚や議員らによる靖国神社参拝及び歴史否定など歪曲した歴史認識と発言が続いているとし日本の誤った歴史認識により過去の傷が悪化し、未来志向で進むのは難しいと発言している。また、オバマ大統領との会談において、「北東アジアの平和のために日本は正しい歴史認識を持たねばならない」と批判した。2013 年 9 月に訪韓したヘーゲル国防長官に対して「歴史や領土問題で後ろ向きの発言は

かりする日本指導部のせいで信頼関係を築けない」と発言した。日韓首脳会談については「首脳会談をしても得るものはない」、「日本の一部指導者は謝罪する気もなく、元慰安婦を侮辱し続けている」と述べた。

大統領就任後に、日本に対して竹島問題、従軍慰安婦問題に関して強硬な姿勢をとっている理由の一つに、2011年8月に韓国憲法裁判所は元慰安婦らの日本政府に関する賠償請求権について、韓国政府が外交努力をしないのは「違憲」と判断したことが挙げられる。日本では考えられない司法判断であるが、朴槿恵大統領は就任当初からこの司法判断に縛られていたのである。さらに父親の朴正熙元大統領が親日派であったことが娘の朴槿恵に悪い影響を及ぼしているとはふざけた話であり、そのために徹底して反日政策を執るのも一国の大統領が執る態度ではない。

親日派の娘であることを否定しなければならない程、韓国内には反日思想が蔓延しているのである。

歴史認識に関する麻生発言

昨年の朴槿恵大統領の就任に際し表敬訪問をした麻生副総理は歴史認識について次のように語った。

「米国を見てほしい。米国は南と北が分かれて激しく戦った。しかし南北戦争をめぐり北部の学校では相変わらず「市民戦争」と表現するところがある一方、南部では「北部の侵略」と教える。このように同じ国、民族でも歴史認識は一致しないものである。異なる国の間ではなおさらのことだろう。日韓関係も同じである。それを前提に歴史認識を論じるべきではないだろうか」

つまり、麻生副総理は朴大統領に日韓の真の友好関係を構築するため、日韓で互いの歴史認識が異なるとしても前向きに議論しようという提案をしたのである。

麻生副総理のこの提案は日本にとって韓国との真の友好関係を結ぶための最低条件である。しかし、これに対する朴大統領の返答は、韓国の歴史観は正しいが日本政府の歴史観は間違っていると決めつけ決して譲ろうとはしない。

歴史的事実とは何をもって言うのか、大変難しい問題である。過去の出来事に対する後世の伝承は必ずしも一つではない。歴史といわれるものが、勝者の都合の良いように語り継がれ、事実が歪められることはしばしばあることである。

しかし、その直後の2013年3月1日の独立記念日に「加害者と被害者という歴史的立場は、1000年の歴史が流れても変わることはない」と発言。その後、韓国内では「千年恨」という言葉がブームとなり、韓国・北朝鮮連合軍による対馬「奪還」作戦を描いた小説『千年恨、対馬』が出版されベストセラーとなった。「加害者と被害者という歴史的立場は千年の歴史が流れても変わらない」とまで言い切るのなら、どんな話し合いをしても無駄である。

こんな国とは断固として距離を置くべきである。

日本側の対応

カリフォルニア州グレンデール市では従軍慰安婦の像が昨夏設置された。これを契機に在米韓国人会は全米各地に慰安婦像を建てようとしている。同市は東大阪市と姉妹都市であり東大阪市からも抗議をしているが現在のところは門前払いである。

像とともに碑文が添えられており碑文には「日本政府がこれら（従軍慰安婦問題）の犯罪の責任を受け入れるよう求める」と記されている。

カリフォルニア州は日系人の多い地域で、今まで耐えに耐えてきた日系人は、像の撤去を求めて遂に提訴に踏み切った。しかし、訴状を見れば連邦地裁に訴えたのは歪曲された史実を元にして建てられたものだから撤去せよというのではない。

原告側は「市が像設置を通して外交上の問題に関与し、米連邦政府の外交権を侵害したのは違憲だ」と主張しているのである。訴えたのは、日本人や、米市民権をもつ日本生まれの住民らでつくるNPO「歴史の真実を求める世界連合会（GAHT）」である。原告側は、グレンデール市が像の設置により、慰安婦という政治的に微妙かつ議論のある問題について、日本政府と異なる立場をとったと主張。その結果、米政府が持つ外交権を侵害したことは違憲だとしたうえで、米国の外交政策を混乱させる可能性が高く、像は撤去されなければならないとしているのである。

こんな、持って回った論理では韓国の執拗なプロパガンダは止められないだろう。

2月20日の衆議院予算委員会での質疑のなかで政府に対して、河野談話の欺瞞性を糾すために、元慰安婦の聞き取り調査の検証をすべきであると質問者は官房長官に求めた。これに対して菅官房長官は聞き取り調査の資料の公表には個人情報の保護の観点もあり大変難しいと語りながらも、政府としてもう一度確認することが必要とし、政府内に検討チームをつくることを表明した。個人情報に関しては匿名にするなどの方法を講じて河野談話を検証する作業をしなければ国際社会からトンでもない誤解と蔑みを受け続けることになるだろう。

もういい加減に謝罪外交から脱却しようではないか。

暗殺者、安重根の銅像をめぐる議論

韓国において銅像に関するもう一つの話として安重根の銅像問題がある。

1909年10月26日に韓国統監を務めた初代総理の伊藤博文を満州のロシア権益のハルビン駅構内で襲撃して殺害した事件が発生した。その犯人が安重根である。ロシア官憲に逮捕されて日本の関東都督府に引き渡され死刑となった。

群衆を装って近づいた安重根は拳銃を発砲し伊藤博文を射殺後ロシア語で「コレヤ！ ウラー！」（韓国万歳）と大声で叫び、逃げもせずその場でロシア官憲に逮捕された。

安重根は抗日闘争の英雄で「義士」と称され、国民的英雄とされている。

ソウル市に安の偉業を伝える「安重根義士記念館」が1970年に建設された。

韓国の朴槿恵政権が中国に依頼しハルピンに安重根の石碑を建立しようとする動きに関し菅官房長官は2013年11月19日の記者会見で、「わが国は、安重根は犯罪者であると韓国政府にこれまでも伝えてきた。日韓関係のためにはならない」と不快感を示した。官房長官の発言に韓国メディアはこぞって猛反発し、20日、韓国の尹炳世外相も国会答弁で「容認できない」と抗議した。官房副長官の世耕弘成は「伊藤博文を殺害し、死刑判決を受けた人物だ。それに尽きる」と述べて反論した。

中・韓反日同盟（？）の誕生

2006年、ハルピンに銅像は一度建てられたが、銅像が禁止であるとされ中国当局により撤去された。今度は石碑をハルピン駅内に造るとされていたが、結局は日韓・日中関係の悪化によって、中国政府は記念碑の設置を格上げして「安重根義士記念館」として2014年1月に完成させ、翌日より一般公開した。前回揉めた銅像も設置されている。韓国は「歓迎し、高く評価する」と発表した。日韓、日中の関係悪化が中韓をこんな形で結び付けているのも妙な話である。しかし、中・韓はあらゆる面で日本に対して共同歩調をとりつつあることは歴然である。

2月28日の「産経抄」で中・韓反日同盟に類する明快な指摘があったので要旨を紹介しておく。

『▼尖閣諸島へに侵犯はすでに日常化している。同時に世界のあちこちで日本に『軍国主義』のレッテルを貼っておとしめる情報戦を展開中だ。その中国が反日の新たなカードを切ろうとしている。戦時中の過酷な労働を理由に、中国人元労働者と遺族が日本の企業に損害賠償を求める訴訟を起こした。▼日中共同声明で、中国は「日本に対する戦争賠償の請求を放棄する」と宣言をしたはずだ。日本も総額3兆6千億を越えるODAを中国に供与してきた。そんな二国間の信義を踏みにじり同じような構図の裁判が進んでいる韓国と共闘する道を選ぶとすれば暴挙というほかはない』

この指摘の通りであるが、この対策としては、何としても毅然たる態度で経済協定や共同声明を前面に押し立て、確固たる信念で日本の主張を明確に表明をする以外に道はない。これができないとすれば、アジアにおける日本の立場は勿論、アメリカとの同盟関係もおぼつかなくなるだろう。

ところが、安重根を顕彰する碑が宮城県栗原市の大林寺に存在する。1981年に安重根の命日に顕彰碑が建立された。これは元看守の千葉十七（及びその妻）が獄中の安から贈られた「為国献身軍人本分」と書かれた墨書を、遺族が安重根の生誕100周年（1979）に韓国に贈ったことへの返礼として、遺墨を刻んだ碑が立てられたものである。碑の裏には山本壮一郎県知事（当時）の「日韓両国永遠の友好を祈念」の文字が刻まれ1992年9月6日からは日韓合同で毎年、安重根・千葉十七夫妻の合同供養が執り行われている。

最近になって（2011）佐賀県佐賀市の無量寺に「安重根義士・東洋平和祈願碑」

と書かれた石碑が建てられた。寺に問い合わせても誰が建てたかを寺側が明確にしないが在日韓国人であるのは間違いないようだ。いずれにしろ、韓国に比べて日本人はなんとお人好しのことか。韓国にこんなセンスがあれば今日ほど両国間はギクシャクしないだろうに。

~~~~~

## 靖国神社参拝問題を検証する

### 従前とは違う靖国参拝の波紋

靖国参拝に関するアメリカのコメントはかなりセンセーショナルなものであった。

「日本は重要な同盟国であり友だが、アメリカ政府は日本が近隣国との緊張を高めるような行動をとったことに失望している」とのコメントを発した。

中・韓は当然反発するだろうが、アメリカ政府までが「失望」を表明したのは何故なのだろう。しかし、調べてみるとアメリカの反応は事前に判っていた。

衛藤晟一首相補佐官は、靖国参拝をめぐる意見交換のため11月中旬に訪米し、ラッセル国務次官補などアメリカの要人と面会した際に、アメリカ側から「オバマ大統領が理解を示すことはない」「日本の評判を落とし、日本のアジアにおける影響力低下を招く」などと厳しく反対されていたからである。こんな経緯があればアメリカは「失望した」と言うのは当然だろう。

ところが、衛藤補佐官はアメリカの失望発言に対し「米国は同盟国なのに日本を何故大事にしないのか。失望したのはむしろ我々のほうだ。米国はちゃんと中国にものが言えないようになりつつある。米国の失望は中国に対する言い訳に過ぎない」と動画サイトに投稿した。自らが渡米してアメリカの意向を事前に確認していながらこの言い方はないだろう。官房長官はただちに削除させたが、在日米大使館の報道担当者は「コメントすることはない」と述べ騒ぎは収まった。恐らくこの経緯をアメリカ側は呆れていることだろう。こんなのが何故首相補佐官なのだ。安倍総理のお友達だからである。日本の外交折衝の幼さが気になる事例であった。

アメリカの反応は、安倍総理が言い続けてきた戦後レジームからの脱却がアメリカの世界戦略の影響力の低下のなかで同盟国の日本が距離を置きだしたとみているからであろう。即ち、戦後レジームからの脱却を強調することがアメリカの戦後支配の否定につながるとみるべきであろう。

### 靖国神社に関する問題の整理

これだけは知っておきたい靖国問題の論点

- ・ 靖国神社とは何か・誰を祀っているのか
- ・ 戦犯の合祀とは何か・合祀を取り消すことは可能か
- ・ 総理の参拝は憲法違反になるか
- ・ 天皇陛下の場合はどうか
- ・ 憲法に規定されている政教分離原則による憲法違反の判断基準は
- ・ 靖国裁判の憲法判断はすべて傍論としての判断である
- ・ 靖国神社参拝問題は国内問題ではないか・内政干渉ではないか
- ・ 民族、文化によって異なる死者への接し方
- ・ 日本人の宗教観はユニークである

## 《 靖国問題を理解するための資料 》

【この資料は、平成 13 年と 16 年に二水会で靖国問題を取り上げた際に松室が作成した資料を簡略化し再掲したものである】

### 靖国神社の歴史的変遷

「東京招魂社」・明治 5 年設立。明治 12 年 6 月「靖国神社」と改称。  
昭和 21 年 2 月 GHQ により東京都が認可する宗教法人となった。

### 祀られている人達

1853 年のペリー来航以来の国事殉難者と決められたが、反政府軍の戦士は除外されている。(安政の大獄・桜田門事件・西南戦争の西郷隆盛など)

事変別殉職者の数

|            |         |                  |
|------------|---------|------------------|
| 明治維新の乱     |         | 7, 751 柱         |
| 台湾征討       | 明治 7 年  | 1, 130 柱         |
| 西南戦争       | 明治 10 年 | 6, 971 柱         |
| 日清戦争       | 明治 27 年 | 13, 619 柱        |
| 北清事変       | 明治 34 年 | 1, 256 柱 (義和団の変) |
| 日露戦争       | 明治 37 年 | 88, 429 柱        |
| 第 1 次世界大戦  | 大正 3 年  | 4, 850 柱         |
| 済南事変       | 昭和 3 年  | 165 柱            |
| 満州事変       | 昭和 6 年  | 17、174 柱         |
| 支那事変       | 昭和 12 年 | 192, 074 柱       |
| 第二次世界大戦    | 昭和 16 年 | 2, 132, 699 柱    |
| 平成 16 年合祀数 |         | 2, 466, 532 柱    |

靖国神社は厚生省が昭和 31 年に各都道府県を通して名簿を集め、公務死と認定し

た人を「御祭神名票」にして靖国神社に送った。昭和41年に届いた御祭神名票の中に、いわゆる戦犯が入っているのである。合祀は、新たに祀る人の本籍を紙に記し魂を呼び寄せる招魂式を行い霊璽簿にする。これを本殿に移して御霊として祭るのである。

## 戦犯合祀問題

A級戦犯のうち絞首刑7名（昭和23年12月23日死刑執行、横浜の久保山火葬場にて荼毘に付し米軍により遺骨は砕かれ東京湾に捨てられた）

公判中病死した7名の計14名を昭和53年10月17日に靖国神社に合祀した。

合祀は直ちに問題にはならず、翌年4月19日の朝日新聞が戦犯合祀を掲載した記事から議論を呼ぶようになった。朝日新聞の主張は、彼らは戦死、戦没者ではない。英霊と同列に顕彰することは、彼らの指導した戦争を侵略戦争ではなく正しい戦争として正当化することにつながると、するものであった。

## 戦犯の分祀について

1986年2月、松平永芳宮司に分祀に関して意向を打診した。

「絶対にできない。神社には「座」がありそれを分割することはできない。神社のご祭神を政治的配慮によって差別し、いったん神として祀ったものをはずすことは祭神に対する冒瀆であり断じて同意できない」靖国神社宮司の回答は明解である。

戦犯の分祀とは別に信仰上の理由から合祀絶止の要求があるが、同じ理由によりすべて拒否されている。

## 日本国憲法第20条・政教分離原則との関係

学者、研究者のなかに極めて明確に天皇陛下及び閣僚の参拝は憲法違反であるとする主張がある。天皇陛下には私人としての立場はなくその行為は国事行為であるため参拝は違憲であるとし、国務大臣も靖国神社が宗教法人である限り大臣としての参拝は違憲であるとするものである。この種の裁判の訴訟の本旨は憲法違反かどうかを求めるものではなく、精神的、実質的な損害賠償請求事件であるが訴因は認められず原告敗訴となっているのに、判決文のなかで憲法解釈がなされ、違憲もしくはその疑いがあるとするものが相次いだ。この場合、被告側は訴因に関しては勝訴であるため控訴することができず、特別抗告に持ち込んだケースが散見されるがいずれも棄却されている。

## 靖国裁判の判例

1991年 仙台高裁の判例

岩手県議会が天皇と総理の公式参拝を求める意見書を提出したことに對し、印刷費、書類送達のための交通費などの返還請求。一審は原告敗訴。

高裁判決も判決主文では原告敗訴ながら「天皇、首相の公式参拝はその目的が宗教的意義をもち特定の宗教への関心を呼び起こす行為。相当とされる限度を超えるもので、違憲である」と断定。

1992年 2月28日福岡高裁は原告敗訴ながら公式参拝を継続すれば違憲であると判定。

1992年 7月30日大阪高裁は原告敗訴だが、違憲の疑いがあると判定。

2004年 2月27日大阪地裁も原告敗訴だが、憲法解釈には踏み込まなかった。

2004年 3月16日松山地裁は憲法判断には踏み込まなかった。

2004年 4月7日福岡地裁は明確に憲法違反であると判定した。

2004年 11月25日千葉地裁は憲法判断に踏み込まなかった。

これらの事実が示すように現行法のもとでは憲法に違反するかどうかを確認したり、行政訴訟でこれを問い質す方法がなく、原告が違憲性を確認する手段は損害賠償請求訴訟の形をとるしかない。その結果判決主文ではない傍論の部分で憲法判断が示されているケースがあり上記の一部はその例である。

## 政教分離に関する最高裁の憲法判断

1997年7月の「津・地鎮祭訴訟」の判決がある。

『自治体がそれを執行した場合であっても「目的」が宗教的意義をもち、その「効果」が特定の宗教を援助、または他の宗教を圧迫するものでない限り憲法違反ではない』すなわち、国の宗教活動とは宗教との関わりのあるすべての行為ではなく、目的と効果が問題なのである。

これが世に言われる『目的・効果基準』といわれる判断基準である。

この基準に準拠すれば総理の参拝がすべて憲法違反とはならない筈である。

参拝が公人か私人かの仕分けはそれ程の意味を持つのか。首相が歌舞伎やオペラを鑑賞したからといって他の舞台芸術を圧迫し差別しているといえる筈がない。

## 死者に対する思い

死者に対する対応の比較

日本は「悪事をはたらいたとしても、死によって償われた」とする解釈が一般的。

中国は「悪事をはたらいた死者を、死後も鞭打つ」

韓国は「許すが忘れない」「恨」をいつまでも抱いている。

## 「神社」の特異性について

もともと神道は「氏神様」といわれ親しまれているように、地域の安全や豊作を祈念する場として定着しており信仰の対象としての認識が希薄である。神社神道は法的には宗教法人であるが、日本独自の文化に根ざす国民的習俗、習慣としての一面をかなりの部分で持っている。

## 靖国問題の解決とは何か

近隣諸国との軋轢を解消させるために総理の靖国参拝を止めるべきだとする声があるが、軋轢とは何なのだろう。経済的利益を守ることと国家の主権をまもることとどちらが大切かは問うまでもないだろう。

宗教色をなくし、A級戦犯を除外する施設をつくることによって靖国神社の抱える最大の問題点は除去されるという説がある。単純に無宗教の追悼施設を作ればよいと言えるのだろうか。因みに、千鳥が溺戦没者墓苑は無宗教式で国立であるがこれは無名戦士の墓である。いずれにしる既存の靖国神社はなくならないし戦犯の分祀をしたとしても中国や韓国が納得しないだろう。次は、靖国神社が軍国主義的だなどと言いだすだろう。中国や韓国は必ず次なる恫喝の手段として日中戦争の責任者や日韓併合時代の責任者などを切り札として使うだろう。

靖国問題は純然たる内政問題なのに外交交渉の恫喝材料として使われている。このような事態を招いたのはわが国の外交が内政干渉に対して毅然たる態度をとらないからである。

歴史の捏造を繰り返している国が、自国の歴史観が絶対正しいということこそ噴飯ものである。報道ですら、厳正中立な報道が存在するといえるだろうか。単に、事実を伝えるだけでも伝え方によるが、少しでも解説や説明を加えれば、それだけで厳正中立さが揺らぐだろう。新聞報道にも主観が混ざることはしばしばあるのは周知の事実である。ましてや、過去の出来事である歴史については解釈をめぐり複数の見解があることは決して珍しいことではない。こんな当り前の論理を根気良く説明すべきなのだろうか。唯我独尊で人の言うことを聞かない輩に、この事を言って聞かせることは至難の業だろう。

然らば、歴史の捏造を許さないために何ができるのだろうか。極めて陳腐で基本的な方法であるが、国際世論を喚起するためのアピールを繰り返す以外に方法はないだろう。中・韓が理不尽なプロパガンダを続ける以上にである。

靖国問題だけでなく、これほど理不尽な誹謗中傷を糺そうとしない国や、内政干渉や主権侵害に対して確たる対応ができない国を主権国家と呼べるのだろうか。

外交交渉での軋轢など恐れる必要はない。明確な発言と国益の主張は堂々とすべきである。このことに目覚めることが、これからの日本の執るべき道だと考えるのである。

平成 26 年 3 月 12 日

松 室 猛